

スペイン、特許審査ハイウェイの実施をイスラエルと合意

2014年1月28日

JETRO デュッセルドルフ事務所

スペイン特許商標庁 (SPTO) は、イスラエル特許庁 (ILPO) との特許審査ハイウェイ (PPH) MOTTAINAI の実施に関する合意文書に署名した旨、1月27日に同庁のウェブサイトにおいてプレスリリースした。本合意は3月1日に発効する。

両庁は2012年9月24日に、近い将来に PPH プログラム実施に合意すべく二国間協力を強化する旨の覚書に調印していた。

SPTO にとっての PPH 合意は、日本国特許庁 (JPO)、米国特許商標庁 (USPTO)、カナダ知的財産庁 (CIPO)、フィンランド特許庁 (NBPR)、ロシア特許商標庁 (ROSPATENT)、ポルトガル産業財産庁 (INPI)、韓国知的財産庁 (KIPO)、メキシコ産業財産庁 (IMPI)、台湾智慧財産局 (TIPO)、コロンビア商工監督局 (SIC)、中国国家知識産権局 (SIPO) に続いて12番目。

— SPTO のプレスリリース (スペイン語) は、以下参照 —

[Firma de Acuerdo PPH MOTTAINAI con Israel](#)

— SPTO と ILPO の二国間協力に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[スペイン、特許審査ハイウェイについて、コロンビア、イスラエル、韓国の各国との覚書に署名 \(2013年10月11日\) \(PDF\)](#)

(以上)